○法務省令第五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の五第一項及び第五十条の十三第二項の規定に基づき、弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令

弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則（平成十三年法務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則

第一条の次に次の一条を加える。

（外国法事務弁護士法人の業務の範囲）

第一条の二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の五第一項に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

一　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、他人の業務及び財務の状況、資産の価格その他の外国法に関する法律事務に関連する事項について、調査してその結果を報告し、又は証明する業務

二　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

三　外国法に関する法律事務に附帯し、又は密接に関連する業務

第二条第一項中「法第二十条の二十」の下に「（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「弁護士法人」の下に「及び外国法事務弁護士法人（以下「弁護士法人等」という。）」を加え、同条第七項中「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改める。

第五条第二項中「法第三十条の二十三」の下に「（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の十三第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「弁護士法人」を「弁護士法人等」に改める。

附　則

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十一日

総務大臣　山本　早苗

一　許可年月日

平成二十七年十二月四日

二　施行年月日

平成二十七年十二月四日

三　変更内容

㈠　第二条中「兵庫県」の次に「、奈良県」を加える。

㈡　第四条第一項第七号イ中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

㈢　第四条第二項中「事務のうち」の次に「、同項第一号（同項第四号から第八号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第四号から第八号までに掲げる事務にあっては奈良県に係るものを」を加える。

㈣　第八条に記載される広域連合議員の定数を変更する。

㈤　広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

○法務省告示第六百十二号

新潟県胎内市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

新潟県北蒲原郡中条町大字中条二千八百四十三番地　牧野　良八

○法務省告示第六百十三号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

千葉市検見川町二丁目五十八番地　山木　兼吉

○法務省告示第六百十四号

千葉市花見川区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

千葉市花園町千四百九十五番地　佐藤勇治郎

○法務省告示第六百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

協業組合静岡若どり	静岡県静岡市葵区慈悲尾百五十七番地　食鳥処理加工業

○法務省告示第六百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社縁の起	山形県最上郡鮭川村大字中渡四百八十七番地　耕種農業

○財務省告示第三百九十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十八年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十七年十二月十一日

財務大臣　麻生　太郎

年〇・八パーセント

○財務省告示第三百九十五号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十七年十二月十一日

財務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第１　趣旨

１　障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

２　法の基本的な考え方

(1)　法の対象となる障害者は、障害者基本法第２条第１号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。